



個人情報を含む関係書類の紛失について

1 事故の概要

- ・火葬料補助金交付申請書兼請求書及び火葬料領収書4件分が所在不明となっていることが判明しました。
- ・記載された情報について外部に漏えいした事実は現在のところ確認されていません。

2 経緯

- ・令和6年8月13日（火）、担当者が財務処理をしようとしたところ、令和6年7月30日（火）から8月2日（金）の4日間において受理した、火葬料補助金交付申請書兼請求書及び火葬料領収書4件分が所在不明になっていることが判明しました。
- ・紛失が判明してから検索を続けましたが、現在も所在不明となっています。

3 紛失した個人情報

- ・火葬料補助金交付申請書兼請求書（申請者の住所、氏名、電話番号、亡くなった方との続柄、振込口座情報、亡くなった方の住所、氏名、生年月日）
- ・火葬料領収書（火葬料を支払った方の氏名）

4 事故発生後の対応

- ・申請者へ電話連絡し、謝罪と経緯の説明を行いました。
- ・申請者のご意向にあわせて（訪問、郵送、ご来庁）、火葬料補助金交付申請書兼請求書の再提出を依頼しました。
- ・関係職員と共に注意喚起を行い、再発防止策として受理後の書類の管理方法を見直し、徹底しました。
- ・管理監督者が定期的に管理方法の確認を行います。

問い合わせ先（担当課直通）

総務部戸籍税務課 課長 生井 悟士 ☎0463-71-3318